

(県知事協議案)

宇都宮市・上河内町・河内町
合 併 ま ち づ く り 計 画
(合併市町村基本計画)

～ 魅力と活力に満ちた

北関東の中核拠点都市を目指して ～

宇都宮地域合併協議会

目次

I 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨	1
2 合併の背景と目的	1
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	
(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充	
(3) 少子・高齢化と人口減少への対応	
(4) 地域の経済・産業の振興	
3 新市のまちづくりの基本姿勢	3
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進	
(2) 地域に根ざした自治の拡充	
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進	
(4) 自治体能力の向上	

II 新市の概況

1 新市の現況	5
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史的特性	
(3) 人口・世帯数	
(4) 面積	
(5) 経済	
(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	10
(1) 人口の見通し	
(2) 経済の見通し	
3 まちづくりの資源と主要課題	16
(1) 新市の地域特性及び資源	
(2) まちづくりの主要課題	

III まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標	19
2 土地利用の基本方針	20

IV 新市の施策の大綱

1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造	23
2 個性と特性を生かした地域の創造	25
3 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造	26

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分	28
2 地域ごとの計画	28
(1) 宇都宮地域	
(2) 上河内地域	
(3) 河内地域	

VI 県事業の推進

1 栃木県の役割	33
2 栃木県の事業	33

VII 公共施設の適正配置

VIII 財政計画

IX 計画の推進方策

資料編	40
-----	----

I 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、宇都宮、上河内及び河内の3つの地域の合併後の円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図るための基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにするものです。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとします。

平成18年度（2006年度） ～ 平成28年度（2016年度）

2 合併の背景と目的

(1) 日常生活圏と一体的な行政経営

昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネットなどの情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えています。

宇都宮、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は約1万5千人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎自治体の区域を越えて拡大しています。

これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果を上げてきたところですが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じています。

そのため、住民の日常生活圏に合わせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、合併により、一層効果的・広域的な行政経営を目指していきます。

宇都宮地域の通勤・通学の状況



* 国勢調査（平成12年）より作成
* （ ）内の％は、当該町に住む通勤・通学者に対する割合

(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充

従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的でした。しかし、一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されています。

地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められています。

また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要があります。

そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進します。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

わが国全体では、平成 17 年に人口の自然増加数が初めて前年を下回ったところであり、また、今後、一層の高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されています。

本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、平成 27 年をピークに人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想され、行政への影響としては、生産年齢人口の減少による税収入などの減少と、高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれます。

これらの財政問題について、現在、景気の回復基調に伴って税収は増加することが見込まれていますが、その一方で、国・地方間においては税財源のあり方の見直しが行われ、国から地方に移される税財源は、これと同時に削減される国からの補助金や地方交付税よりも少ない規模になるとみられるなど、今後の国・地方の財政を取り巻く環境は不透明な状況です。

このようなことから、今後の行政運営にあたっては厳しい財政状況に十分配慮していく必要があります。

さらに、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化し、福祉サービスなどの行政サービス水準の維持・向上が困難な状況に直面するなど、単独の自治体による運営の限界が予測されています。

こうしたことから、合併により、一定の水準の歳入を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体が進めてきた自己完結型の基盤整備などによる重複投資を解消し、効率性の高い広域的なまちづくりを進めます。

(4) 地域の経済・産業の振興

本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における経済・産業の拠点として、着実な発展を続けてきました。

バブル経済崩壊後の低迷期を経て、企業収益が増加しているなど景気は回復基調にありますが、中小企業を取り巻く環境などは依然として厳しい状況にあります。また、本地域においては、郊外に大型小売店が相次いで開業したことなどにより、商業の拠点となるエリアの分散化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していきます。

さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図りながら、都市の多様性を創出し、魅力のある北関東最大の都市としての発展を目指していきます。

3 新市のまちづくりの基本姿勢

新市においては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進めます。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

① 個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行います。

② 住民に身近な行政サービスの展開

地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所で提供します。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

① 地域住民の参加と協働の推進

市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体との協働を基本としたまちづくりを進めます。

② 地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地

域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努めます。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

① 合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行います。

② 重点的かつ効果的な公共投資の推進

これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能や役割を整理したうえで、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行います。

③ 効率的で健全な財政運営の確保

住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来にわたっての適正かつ健全な財政運営を確保します。

(4) 自治体能力の向上

基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズへの対応に向け、分権時代にふさわしい自治体能力の向上に努めます。

Ⅱ 新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

① 位置

新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 km の距離に位置し、面積は 416.84 km²で、県土の約 6.5% を占めます。

南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっています。

② 地 勢

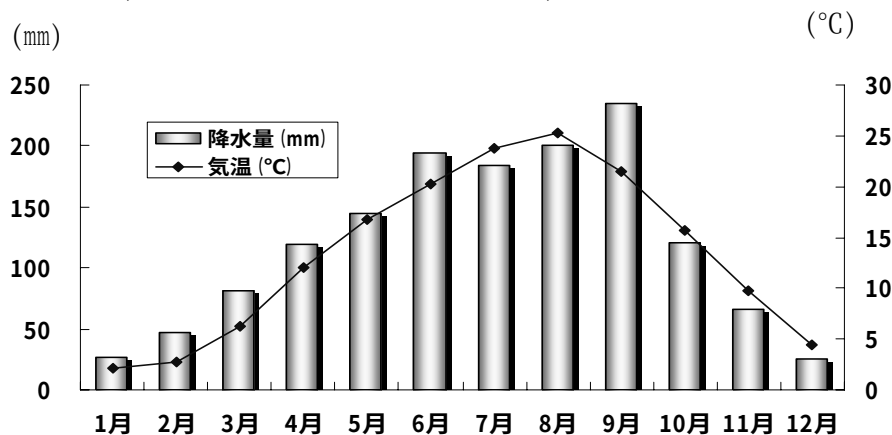
広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北西に遠く日光連山を望み、市域の北部から東部にかけて鬼怒川が貫流しています。

豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を日光市の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいます。

また、鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川、御用川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしています。

③ 気 候

過去 30 年間の年間平均気温は 13.4℃、年間平均総降水量は 1,444mm で、夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は春から秋にかけて多く、冬に少ない状況です。



出典：宇都宮地方気象台「栃木県気象年報」
※1971～2000 年の平均

(2) 歴史的特性

宇都宮、上河内及び河内の 3 つの地域は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、田川の各流域を中心に交流を深めてきました。中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の宇都宮市に宇都宮城が、上河内町に中里城が築城されました。

これらの地域一帯は、宇都宮藩知事の統治を経て、明治 4 年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきました。

(3) 人口・世帯数

① 総人口・世帯数

新市の人口は、約 50 万 2 千人であり、県全体の 24.9%を占めています。また、新市の世帯数は 196,673 世帯であり、県全体の 27.7%を占めます。

一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.51 人、最も多いのは上河内地域で 3.54 人と、1.03 人の開きがあります。

平成 17 年 10 月 1 日現在（単位：人、世帯）

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市 （合計）		502,279	251,045	251,234	196,673	2.55
内 訳	宇都宮地域	457,557	228,906	228,651	182,370	2.51
	上河内地域	9,545	4,672	4,873	2,698	3.54
	河 内 地 域	35,177	17,467	17,710	11,605	3.03
栃木県全体		2,016,452	1,001,877	1,014,575	708,794	2.84
新市が県に占める割合		24.9%	25.1%	24.8%	27.7%	

出典：「平成 17 年国勢調査」

② 年齢構造

新市の人口構成比は、年少人口が 14.7%、生産年齢人口が 69.0%、老年人口が 16.3%となっており、県全体と比較すると高齢化率は低い状態にあります。

これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいます。また、老年人口は河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差があります。

平成 16 年 10 月 1 日現在（単位：人）

		年少人口 0～14歳		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上		合 計
新 市 （合計）		73,038	14.7%	342,995	69.0%	81,087	16.3%	497,120
内 訳	宇都宮地域	66,292	14.7%	312,161	69.0%	73,847	16.3%	452,300
	上河内地域	1,348	14.2%	6,191	65.1%	1,976	20.8%	9,515
	河 内 地 域	5,398	15.3%	24,643	69.8%	5,264	14.9%	35,305
栃木県全体		289,933	14.4%	1,343,692	66.7%	380,154	18.9%	2,013,779
新市が県に占める割合		25.2%		25.5%		21.3%		24.7%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

③ 外国人登録人口

新市における外国人登録人口は、約 8,000 人であり、県全体の 24.3%を占めます。国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国（2,660 人）、2 位が韓国又は朝鮮（1,312 人）、3 位ブラジル（1,169 人）と続き、これらで全体の約 64%を占めています（平成 17 年 12 月末現在）。

（宇都宮地域合併協議会調べ）

(4) 面 積

新市の総面積は416.84km²であり、約50%を田・畑・宅地で占めます。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い状況です。上河内地域では、山林が総面積の約4分の1を占めており、緑豊かな自然が残された地域となっています。

平成16年1月1日現在（単位：km²）

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
新 市（合計）	416.84	99.41	38.68	70.08	0.27	68.89	0.34	5.23	23.16	110.78
内 訳	宇都宮地域	312.16	61.99	34.41	61.29	0.22	48.53	0.34	4.36	84.68
	上河内地域	56.96	18.17	1.78	2.74	0.01	13.92	0.00	0.60	16.83
	河 内 地 域	47.72	19.25	2.49	6.05	0.04	6.44	0.00	0.27	9.27
栃木県全体	6,408.28	989.82	400.88	436.32	8.22	1,519.98	18.81	70.40	262.17	2,701.68
新 市 内 訳	100.00%	23.85%	9.28%	16.81%	0.06%	16.53%	0.08%	1.25%	5.56%	26.58%
栃木県内訳	100.00%	15.45%	6.26%	6.81%	0.13%	23.72%	0.29%	1.10%	4.09%	42.16%
新市が県に占める割合	6.50%	10.04%	9.65%	16.06%	3.28%	4.53%	1.81%	7.43%	8.83%	4.10%

出典：栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧（平成17年度版）」

(5) 経 済

① 産業別事業所数

新市の事業所数の総数は、21,239事業所であり、県全体の22.7%を占めます。県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、34.0%と最も高く、次いで「サービス業」が26.7%であり、これらは新市に集中しています。

また、新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が9,284事業所と最も多く、総数の43.7%を占めています。

平成16年6月1日現在（単位：所）

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市（合計）	21,239	40	20	2,144	1,369	5	547	9,284	409	983	6,438
栃木県全体	93,456	401	112	11,217	11,780	32	2,345	38,152	1,202	4,119	24,096
新市内訳	100.00%	0.19%	0.09%	10.09%	6.45%	0.02%	2.58%	43.71%	1.93%	4.63%	30.31%
新市が県に占める割合	22.7%	10.0%	17.9%	19.1%	11.6%	15.6%	23.3%	24.3%	34.0%	23.9%	26.7%

出典：「平成16年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

② 産業別従事者数（民営）

新市の従事者数の総数は219,737人であり、県全体の26.0%を占めます。県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が45.1%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が39.2%となっています。

また、新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が74,754人と最も多く、総数の34.0%を占めています。

平成16年6月1日現在（単位：人）

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市（合計）	219,737	547	127	19,341	41,003	919	14,635	74,754	8,062	3,310	57,039
栃木県全体	843,842	4,611	1,493	72,096	237,824	2,347	47,873	248,902	17,859	9,745	201,092
新市内訳	100.00%	0.25%	0.06%	8.80%	18.66%	0.42%	6.66%	34.02%	3.67%	1.51%	25.96%
新市が県に占める割合	26.0%	11.9%	8.5%	26.8%	17.2%	39.2%	30.6%	30.0%	45.1%	34.0%	28.4%

出典：「平成16年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

③ 製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

新市の「製造品出荷額等」は1兆6千億円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の11.4%、「従業者数」の16.8%に対して、20.1%と県全体の5分の1以上を占めています。

平成16年12月31日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新市(合計)	646	34,226	161,603,840
栃木県全体	5,655	203,200	804,118,357
新市が県に占める割合	11.4%	16.8%	20.1%

出典：「平成16年工業統計調査」

④ 年間商品販売額

新市の「年間商品販売額」総額は約2兆6千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の24.1%、「従事者数」総数の30.5%に対して、47.4%と県全体の約2分の1を占めています。

平成16年6月1日現在

	商店数(店)			従業員数(人)			年間商品販売額(万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新市(合計)	6,210	1,870	4,340	50,426	18,815	31,611	259,339,222	197,405,225	61,933,997
栃木県全体	25,752	5,545	20,207	165,252	44,195	121,057	547,239,577	340,077,703	207,161,874
新市が県に占める割合	24.1%	33.7%	21.5%	30.5%	42.6%	26.1%	47.4%	58.0%	29.9%

出典：「平成16年商業統計調査」

⑤ 農業産出額

新市の農業産出額の総額は、約212億5,000万円であり、県全体の7.7%を占めます。農業産出額の内訳を見ると、「米」は42.6%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は10.9%と低い状況です。

平成16年の1年間の産出額

農業産出額(千万円)		総額	米	野菜	畜産	その他
新市(合計)		2,125	905	535	231	454
内訳	宇都宮地域	1,563	583	434	169	377
	上河内地域	255	163	51	14	27
	河内地域	307	159	50	48	50
栃木県全体		27,691	8,559	7,333	8,758	3,041
新市内訳		100.0%	42.6%	25.2%	10.9%	21.4%
栃木県内訳		100.0%	30.9%	26.5%	31.6%	11.0%
新市が県に占める割合		7.7%	10.6%	7.3%	2.6%	14.9%

出典：農林水産省「平成16年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

① 大学の在学者数

新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,205人となっており、県全体の39.2%を占め、短期大学についての総数は1,025人で、33.3%を占めています。

また、大学数7校、在学者数総数10,230人（4年制大学と短期大学の合計）を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にあります。

平成 17 年 5 月 1 日現在

	4 年制大学				短 期 大 学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新 市	4	9,205	6,402	2,803	3	1,025	116	909
栃木県全体	9	23,503	15,340	8,163	7	3,079	415	2,664
新市が県に占める割合	44.4%	39.2%	41.7%	34.3%	42.9%	33.3%	28.0%	34.1%

出典：栃木県全体／栃木県「平成 17 年学校基本調査報告書」

② 図書館等蔵書数

平成 16 年度末現在

新市の図書館等における総蔵書数は約 138 万冊であり、1 人当たり 2.8 冊となっています。
上河内地域は、1 人当たりの蔵書数が 7.8 冊と最も充実しています。

	蔵書総数	1 人当り蔵書数
新 市 (合計)	1,384,515	2.8 冊
内 訳	宇都宮地域	1,150,076
	上河内地域	76,808
	河 内 地 域	157,631

(宇都宮地域合併協議会調べ)

③ 水道普及率（広義※）

新市の水道普及率(広義)は 97.9%となっています。各地域の水道普及率（広義）を見ると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.5%となっています。

平成 16 年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口 (人)				普及率(%) 【B】 / 【A】
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】	
新 市 (合計)	495,333	475,518	8,443	989	484,950	97.9
内 訳	宇都宮地域	450,217	443,289	0	443,348	98.5
	上河内地域	9,818	0	8,443	9,366	95.4
	河 内 地 域	35,298	32,229	0	32,236	91.3
栃木県全体	2,008,036	1,773,882	96,570	10,014	1,880,466	93.6

出典：栃木県生活衛生課「平成 16 年度 栃木の水道」

※市町総人口に対する供用人口（上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計）の割合

④ 下水道普及率（広義※）

新市の下水道普及率（広義）は 91.0%となっています。各地域の下水道普及率（広義）を見ると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、93.5%となっています。

平成 17 年度末現在

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口 (人)					普及率 【B】 / 【A】
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】	
新 市 (合計)	498,477	395,431	13,053	27,258	17,766	453,508	91.0
内 訳	宇都宮地域	453,283	383,482	10,838	17,760	11,658	423,738
	上河内地域	9,839	1,199	0	1,538	2,663	5,400
	河 内 地 域	35,355	10,750	2,215	7,960	3,445	24,370

(宇都宮地域合併協議会調べ)

※市町総人口に対する供用人口（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計）の割合

2 新市の社会経済の見通し

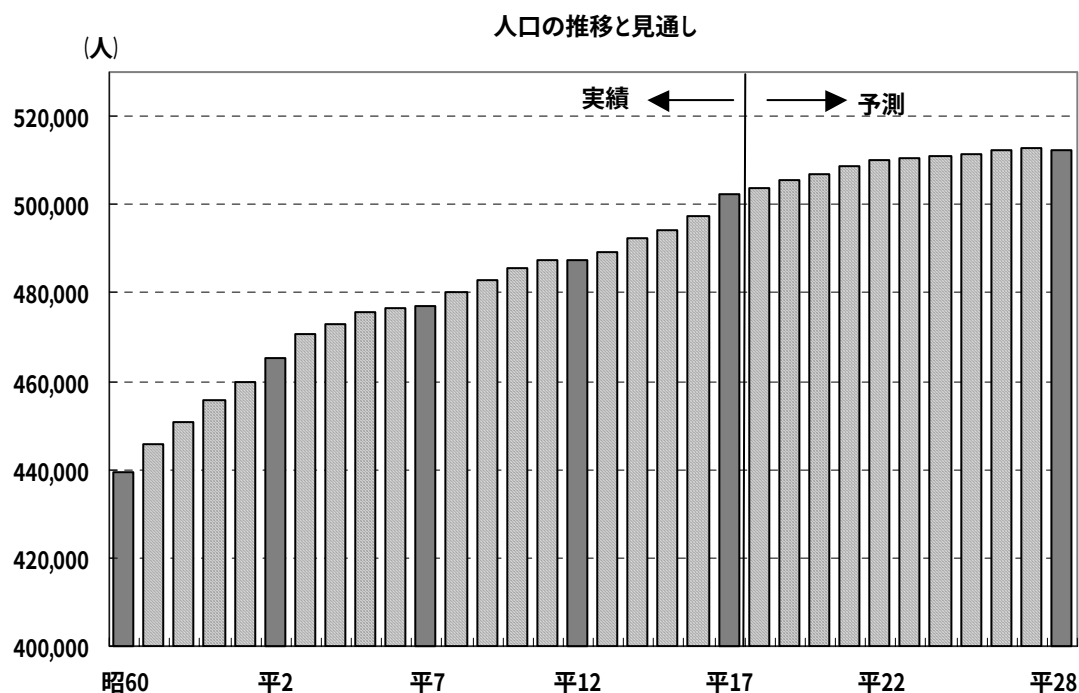
新市建設の基本となる指標として、平成 17 年（2005 年）を基準年に、平成 28 年（2016 年）までの人口や経済の見通しを明らかにします。

(1) 人口の見通し

① 総人口

新市の総人口は、平成 27 年（2015 年）に約 51 万 2,800 人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれます。平成 28 年（2016 年）の総人口は約 51 万 2,200 人になるものと見込まれます。

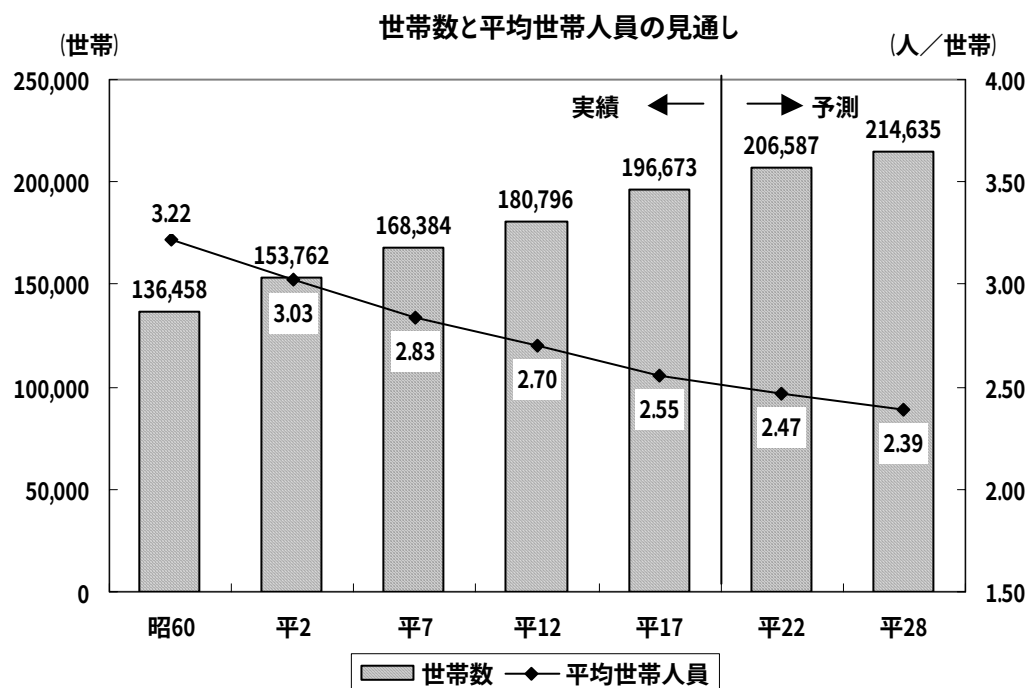
地域の人口を見ると、河内地域では、引き続き人口が増加していくと予測されますが、上河内地域では微増となる見通しです。また、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）をピークとして減少に転じると見込まれます。



② 世帯数

単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成 28 年（2016 年）には約 21 万 5 千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率（平成 17 年と 28 年の比較）を見ると、河内地域が約 1.20 倍と最も高くなると予測されます。

また、1 世帯当りの世帯人員は、平成 28 年には 2.39 人に低下することが見込まれます。中でも、宇都宮地域では同年に 2.33 人となり、最も核家族化が進むと予測されます。

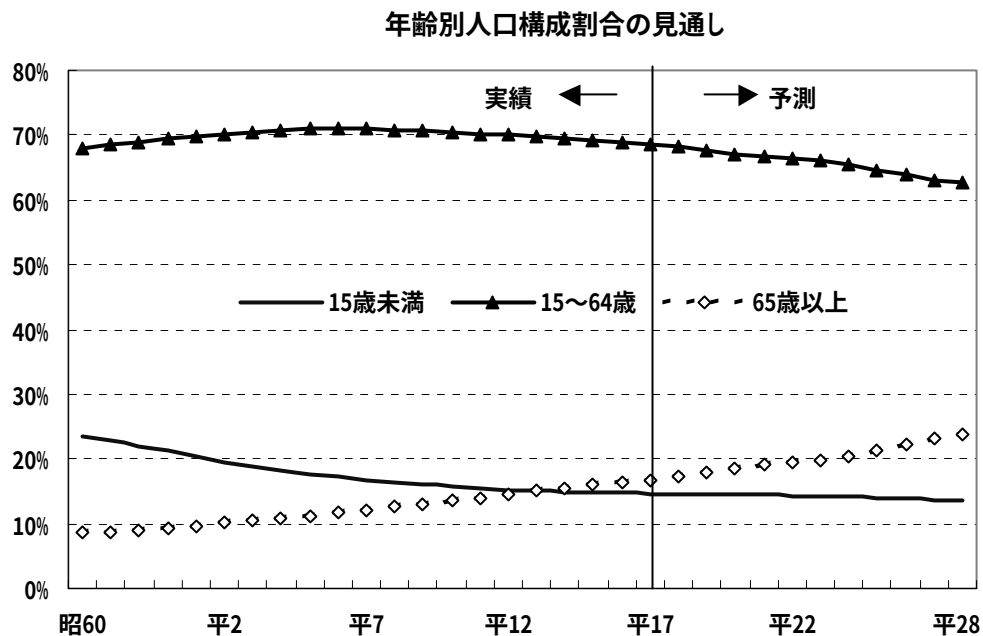


③ 年齢構造

新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成 28 年(2016 年)の老齢人口(65 歳以上)は約 12 万人で、その構成比は 23.7%に達し、市民の 5 人に 1 人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が予測されます。

一方、出生率の低下により、年少人口(15 歳未満)は、平成 28 年に約 7 万人(13.5%)となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口(15～64 歳)も約 34 万 5 千人から約 32 万 1 千人(62.8%)に減少し、新市の活力の低下が懸念されます。

また、年齢 3 区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、老齢人口の割合において上河内地域が 25.3%と最も高くなっており、他の地域でも 22～24%に達することが予測され、超高齢社会への対応は新市の主要課題になると見込まれます。



◆年齢 3 区分別人口構成比の推移

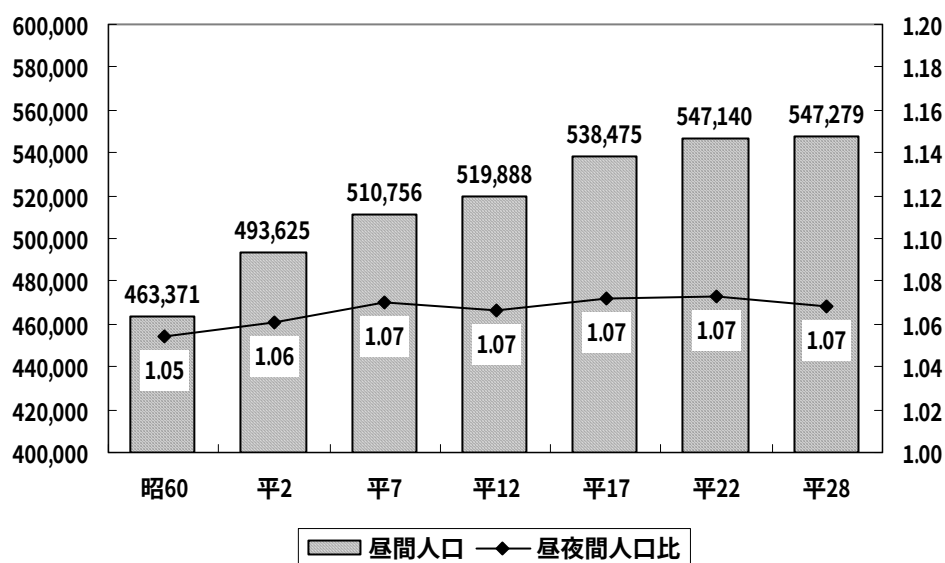
	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
15 歳未満	23.4%	19.6%	16.8%	15.3%	14.7%	14.3%	13.5%
15～64 歳	68.1%	70.3%	71.1%	70.2%	68.6%	66.3%	62.8%
65 歳以上	8.5%	10.1%	12.1%	14.5%	16.7%	19.4%	23.7%

④ 交流人口（昼間人口）

交流人口は、平成 27 年（2015 年）に約 54 万 8,000 人でピークに達した後、徐々に減少すると見込まれます。平成 28 年（2016 年）の昼間人口は約 54 万 7,300 人、昼夜間人口比率で 106.9%になるものと見込まれます。

新市が引き続き、人・モノ・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには、昼間人口の維持・増加につながる、高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められます。

昼間人口及び昼夜間人口比の見通し



(2) 経済の見通し

① 経済規模

【市内総生産】

新市の市内総生産額（実質値）は、平成 28 年度（2016 年度）には約 3 兆 600 億円の経済規模となり、平成 17 年度以降の期間の増加率は、年平均 1.14%程度で推移するものと見込まれます。産業別の構成比は、第 3 次産業が、平成 28 年度に 65.8%へと増加する一方で、第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれます。

また、地域別の産業別構成比を見ると、宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く、上河内地域は第 2 次産業の比率が高くなっています。

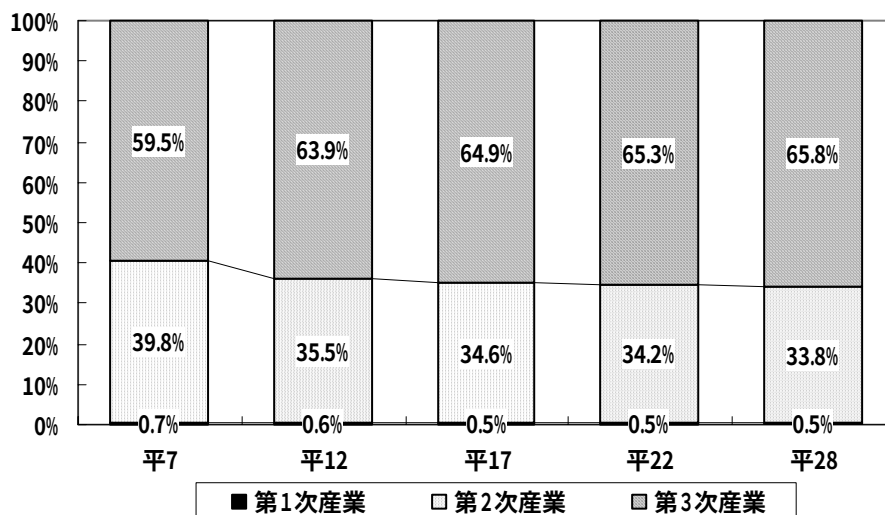
◆市内総生産額の推移

単位：億円，平成 7 年価格

	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 額	23,507	24,312	27,022	28,729	30,598
宇都宮地域	22,549	23,226	25,873	27,477	29,249
上河内地域	343	356	366	398	426
河内地域	615	730	783	854	923

注：各年度の nominal 値を県民経済計算の県内総支出デフレーター（平成 17 年度以降は予測値）を用いて実質化した。

産業別生産額構成比の推移と見通し



② 就業人口の見通し

新市の就業者数は、平成 22 年（2010 年）に約 28 万 800 人でピークに達した後、平成 28 年（2016 年）には約 27 万 6,000 人になるものと見込まれます。産業別構成比を見ると、平成 28 年には、第 1 次産業が 2.0%（約 5,400 人）、第 2 次産業が 26.9%（約 7 万 4,000 人）、第 3 次産業が 71.2%（約 19 万 7,000 人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが見込まれます。

◆就業者数の推移

単位：人

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 数	230,936	254,329	269,103	267,459	280,453	280,839	276,164
宇都宮地区	219,241	241,578	255,188	252,944	264,434	265,081	260,779
上河内地区	3,536	3,657	3,980	3,854	3,878	3,802	3,601
河内地区	8,159	9,094	9,935	10,661	10,670	10,746	10,505

◆産業別就業者構成比の推移

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
構成比							
第 1 次産業	6.2%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	2.2%	2.0%
第 2 次産業	31.1%	31.7%	29.8%	28.7%	27.7%	27.3%	26.9%
第 3 次産業	62.8%	63.8%	66.5%	68.4%	69.8%	70.5%	71.2%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

① 地理的条件・自然環境

新市は首都東京から約 100 km、栃木県のほぼ中央部にあり、県都としてはもとより、北関東の中核拠点としての機能を担う上で恵まれた位置にあります。

南北に流れる鬼怒川、姿川、田川、江川、山田川、御用川、西鬼怒川などの河川は、周囲の平地林、水田、畑地等と田園的な環境を形成するとともに、市民の憩い・やすらぎの場としても活用されています。

北部の羽黒山から北西部にかけては、大谷、古賀志の丘陵が起伏し、良好な眺望や自然景観に恵まれています。また、丘陵地帯の南端となる戸祭山、八幡山の連丘が市中心部に接しており、都心部においても豊かな緑が確保されています。

② 地域の資源

新市の中心市街地においては、県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積しています。また、多様な交通の結節点であるＪＲ宇都宮駅を中心として、人・モノ・情報が広域的に交流する、首都圏における重要な都市拠点となっています。

また、上河内及び河内地域の中心部には、業務機能などが集積しており、それぞれ地域の拠点となっています。

また、自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富で、河内地域では、全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っています。温泉が湧出する宇都宮、上河内の各地域においては、それぞれ陸の松島と称される国指定名勝・大谷の奇岩群、300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山、親水公園や森林などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されています。

新市の産業集積は、農業、工業、商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっています。

農業では、鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり、また、いちご、なし、トマトなどの園芸作物及びしいたけなどのきのこ類の生産も盛んです。

工業では、内陸最大級の清原工業団地をはじめとする工業団地が複数立地しています。また、宇都宮テクノポリスセンター地区には、栃木県産業技術センターととちぎ産業交流センターが一体となった産業支援拠点施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており、産業支援機関が集積しています。

また、商業では、宇都宮地域が約 100 万人の商圏人口を有しています。

新市の宇都宮地域には 4 年制大学 4 校、短期大学 3 校が立地しており、総学生数は約 10,000 人を超えるなど、高等教育機関の高い集積があります。

北関東の中核拠点である新市は、南北を縦貫する東北新幹線、ＪＲ宇都宮線、東北自動車道、新 4 号国道をはじめ、新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し、首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有しています。

(2) まちづくりの主要課題

新市のまちづくりに当たっての主要な課題は次のとおりです。

□ 新市の一体性と均衡ある発展の確立

① 総合的な交通体系の整備

新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ広域的な道路ネットワークの構築に向け、競輪場通りなど中心拠点における3環状及び各拠点を相互に結ぶ12放射道路など、道路網の整備を進めるとともに、公共交通ネットワークの構築に向け、既存交通の活用や新交通システムの導入など、総合的な交通体系の整備を図る必要があります。

② 情報ネットワークなどの形成

地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ、上河内地域及び河内地域においても高速通信回線などの利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要があります。

③ 良好な生活環境の整備

住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担により有効活用を図るとともに、地域が主体となった防災体制の強化や市民が水と緑に身近に親しめる場の整備などにより、良好な生活環境づくりを進める必要があります。

④ 保健・福祉サービス水準の維持・向上

出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、さらなる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して生活できる社会環境を確保するため、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要があります。

□ 個性と特性を生かした地域づくり

⑤ 個性のある地域づくり

新市において、市民・団体・事業者・行政などが適切な役割分担と連携のもと、各々の地域が育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの地域資源を生かしながら、個性のある地域づくりを推進する必要があります。

また、コミュニティの維持・再生に十分配慮しながら、地域に根ざした、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

⑥ 教育環境の充実

家庭や地域の教育力の向上や学校との連携により21世紀を担う子どもたちを健全に育成するとともに、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の人材を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を充実する必要があります。

□ **新市の活力の維持・向上**

⑦ **新市の拠点性の向上**

新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な生活環境の形成など、基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要があります。

⑧ **経済・産業・観光の振興**

農業、工業、商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、新市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努めるほか、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積や、産業支援機関及び高等教育機関などとの連携や情報通信技術の産業への活用による、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化などにより、経済・産業の振興を図る必要があります。

また、本市の地域資源を生かした観光を振興しながら、交流人口を増やし、賑わいを創出する必要があります。

Ⅲ まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

※ 新市のまちづくりにおいては、「人（市民）」が主役であり、「地域」をまちづくりの基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちを目指します。

新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21 世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことを目指します。

をまちづくりの将来像とし、その実現を目指します。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市における「一体性」「個性」「活力」の創造をキーワードとして、次のような取組を進めます。

●一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で均衡がとれた都市を創造します。

●個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造します。

●人・モノ・情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・モノ・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造します。

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標を実現するにあたり、「まちづくり三法（改正都市計画法・中心市街地活性化法・大規模小売店舗立地法）」の改正を踏まえ、新市においても、多様な都市機能の集積化やネットワーク化を進めながら、人・モノ・情報を引き付け、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点やすべての人が安全で快適に生活できる拠点を形成するなど、総合的・計画的な都市空間の形成を図っていく必要があります。

具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能などの集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点の整備、開発及び保全を行い、都市内に適切に配置していく必要があります。

これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示します。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消に努め、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図ります。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進めます。

周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進めます。

宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図ります。

このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行います。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図ります。また、JR宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加え、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進めます。

周辺地域の中心部や鉄道駅周辺などに分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図ります。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進めます。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

宇都宮テクノポリスセンター地区では、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材などの地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより、新たな工業地の形成に努めます。

また、インターパーク宇都宮南（東谷・中島）では、北関東自動車道の全線開通を見据え、交通結節点としての立地特性を生かし、工業・流通・業務機能などが調和した複合的な産業の集積を図るとともに、産業支援機能の充実や域内再配置の促進を図ります。

さらに、清原工業団地や河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努めます。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農地

市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農地の確保に努めます。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農地の保全に努めます。

また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農地の有効利用を図ります。

(5) 多様な機能を生かした森林地

市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源のかん養、保健休養、生活環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林の適切な整備・保全に努めます。

また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場などとして有効活用を進めます。

IV 新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図ります。

1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を推進する

(2) 良好な生活環境を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑に親しめる環境づくりを推進する
- 5) 災害に強いまちづくりを推進する
- 6) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

2 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 学校教育を充実する
- 2) 生涯学習を推進する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

3 人、モノ、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農林業を振興する
- 4) 地域資源を生かした観光を振興する

1 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築することにより、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくります。

1) 道路ネットワークを整備する

都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、東北自動車道や北関東自動車道、国県道をつなぐ都市計画道路や幹線道路などの整備、道路・橋りょうの機能保全を図り、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築します。

2) 公共交通ネットワークの整備を推進する

都市内や都市間の移動利便性を高めるとともに、公共交通不便地域を解消し誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービス活用や地域の実情に応じた新しい輸送形態の創出などにより、生活交通を確保するとともに、基幹公共交通を担う新交通システムの導入を進めます。

(2) 良好な生活環境を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤を築くため、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくります。

1) 廃棄物の適正処理を推進する

一般廃棄物の処理における環境への負荷を最小限に抑え、適正かつ安定的な処理を推進するため、ごみ処理施設などの更新や、適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図ります。

2) 上水道を安定供給する

市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう安全で安定した供給体制を確立するため、未給水地域の解消に向けた施設等の整備や安定的な水源の確保に努めます。

3) 生活排水を適切に処理する

市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情に合わせて公共下水道等の安定的かつ効率的な処理の手法を選択し、污水处理施設などを整備し、各地域における生活排水の適切な処理を推進します。

4) 緑に親しめる環境づくりを推進する

市民が身近な自然とふれあい、潤いと安らぎのある生活を送ることができる環境づくりを推進するため、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる公園緑地などの緑に親しめる環境づくりや里地・里山・樹林地の保全を推進します。

5) 災害に強いまちづくりを推進する

子どもから高齢者まで全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民と行政等が連携した自主防災組織の育成や各種防火団体の充実など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署・所の整備や消防通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ります。

6) 地域情報化を推進する

地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図るため、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワークなどの整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実します。

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくります。

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、地域における保健・福祉サービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かなサービスを市民の身近な場所において総合的に提供します。

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、公共施設や公園・道路等のバリアフリー化を推進します。

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住み慣れた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅・施設福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携しながら、働く機会の確保に努めます。

4) 子育て支援を充実する

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実します。

5) 生活衛生を向上する

市民が安全で衛生的な暮らしを送れるようにするため、食品の安全性の確保に向けた対策に取り組むとともに、新斎場や霊園等の整備を進め、生活衛生を向上します。

2 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、市民が共に支えあい誰かが生き生きと活動することができる地域をつくります。

1) 市民主体のまちづくりを推進する

市民が誇りと愛着を持って、いつまでも安全で安心して暮らすことのできる、触れ合いと連帯、市民の創意と工夫に支えられた市民主体のまちづくりを推進するため、多様な市民活動を積極的に支援するとともに、協働のルールづくりやネットワークづくり、市民自らの個性と能力を発揮できる機会の創出などの活動環境の整備を進めます。

2) 個性のある地域づくりを推進する

新市における各地域が地域の特性を生かした個性ある地域づくりを行えるよう、身近な地域課題を自ら取り組み・解決できる体制の構築とともに、住民が主体となった地域づくり活動への支援やその拠点となる施設の整備を行います。

3) 市民に身近な行政を推進する

複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、地域の特性を生かした施策を展開できるようにするため、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

地域資源を生かした学校教育の充実や魅力ある学校づくりとともに、家庭と地域の教育力の向上、食育の推進などに努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくります。

また、学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくります。

さらには、産業集積を生かした職業教育の充実を図ることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多様な能力を育み活躍できる地域をつくります。

1) 学校教育を充実する

子どもたちがより良い環境の中で学ぶことができるよう学校教育の充実を図るため、各地域の小中学校施設の老朽度や耐震性などを踏まえた計画的な整備や、教育情報ネットワークの活用などを推進するとともに、家庭と地域の教育力を向上し、地域と連携した魅力ある学校づくりを推進します。

また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、産業教育の充実に努めます。

2) 生涯学習を推進する

個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進するため、市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう、生涯学習施設や図書館などの整備を行います。

3) 地域文化を振興する

市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域とするため、文化財の保護・活用や地域の伝統文化の継承に向けた取組を進めるとともに、文化活動の拠点となる施設の整備などを進め、地域文化を振興します。

4) 生涯スポーツを推進する

幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、地域が主体的かつ組織的に取り組むスポーツ活動を促進するとともに、総合運動公園などのスポーツ施設の整備を進めます。

3 人，モノ，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者が集い・交流する、魅力とにぎわいのあるまちをつくります。

1) 都市拠点機能を向上する

多様で高度なニーズに対応できる中心市街地の形成に向け、都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整え、広域都市圏の中心都市として活力を高めるため、ＪＲ宇都宮駅東口地区などの都市拠点においては、人・モノ・情報が集まる広域交流機能、都心居住機能を導入します。

また、高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を図り、回遊性の高い魅力ある都市空間を創出するため、市街地再開発事業などを実施するとともに、道路景観やファサード（店舗などの正面外観）などの整備を進めます。

2) 地域拠点機能を向上する

都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成に向けて、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流などの地域拠点機能の向上を図るため、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成します。

(2) 豊かで活力あるまちづくり

100万人の商圈、国内有数の工業団地への産業集積、優良な農地などを背景に、産・学・官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくります。

また、歴史や文化などの魅力ある資源を活用した観光を推進することにより、交流とにぎわいを創出できるまちをつくります。

1) 商業・サービス業を振興する

経済環境の変化や消費者ニーズに対応した、商圈の中心都市にふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援を行い、新たな商業の担い手の育成や、時代にあった業種の創出に努めます。

2) 活力ある工業を振興する

企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備などにより企業誘致を進めるとともに、産・学・官の交流や連携を深め起業化を支援し、新市の活力ある工業を振興します。

3) 魅力ある農林業を振興する

生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる魅力ある農林業を振興するため、生産基盤の整備や担い手の確保・育成などに努めるとともに、地産地消の推進や、主産地の形成などによる農業生産の振興、環境保全型農業の推進を図ります。

また、農村地域の活力の維持・向上を目指して、地域の資源を生かした都市と農山村の交流を推進するため、交流の拠点となる施設を整備します。

4) 地域資源を生かした観光を振興する

今後、さらに進行する少子・高齢、人口減少社会の中にあっても、人・モノ・情報が活発に交流し、にぎわいを創出することのできる都市となるよう、歴史文化、自然、伝統芸能など地域の資源を最大限に生かしながら、拠点となる施設の整備や観光ネットワークづくり、効果的な情報発信の仕組みづくりなどを進めます。

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況、生活圏としてのまとまり、地域におけるまちづくりの経緯や現況、今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の3地域に区分し、その地域の現状や課題を明らかにするとともに、地域特性を生かした個性ある発展方向と取組を示し、地域の主体的なまちづくりの指針とします。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

● 現状と課題

宇都宮地域は、恵まれた自然環境や立地条件、先人の築いた歴史と伝統のもとで、農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域、人・モノ・情報が活発に行き交う地域として、県の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

これまで、地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきましたが、今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて、新市のさらなる発展のためには、その中核地域として、地域住民及び周辺の人々が引き続き住み続けたいと感じる魅力や、高次な都市機能を有することが求められています。

こうした中で、本地域が、新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担っていくためには、都心地区、テクノポリスセンター地区、東谷・中島地区、JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ、商業・業務、交流機能などの強化により拠点性の向上を図る必要があります。

また、産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに、県との連携と適切な役割分担のもと、競輪場通りをはじめとした3環状12放射道路整備の着実な推進、公共交通ネットワークの構築に向けた新交通システムの導入など、総合的な交通ネットワークの整備を進める必要があります。

さらに、住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため、上下水道などの生活基盤を整備するとともに、多様化する市民生活への対応や地域活動支援など、健康的かつ快適な地域生活に必要な不可欠な生活関連施設を整備・充実する必要があります。

● 地域の目標像

「高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」

● 地域づくりの基本方針

高次な都市機能を有し、多くの人々が訪れ、過ごす、北関東の中核拠点都市としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化などの都市機能の拡充・強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進します。

● 主要施策・事業

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

- 道路ネットワークの整備 : 都市計画道路整備事業、道路新設改良事業
- 公共交通ネットワーク整備の推進 : 新交通システムの導入

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 廃棄物の適正処理の推進 : ごみ処理施設等整備事業
- 上水道の安定供給 : 上水道拡張事業
- 生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

◇ 健康で安心して生活できるまちづくり

- 高齢者・障害者の福祉サービスの充実 : 高齢者福祉施設整備事業
- 子育て支援の充実 : 児童の健全育成環境の整備、児童福祉施設の整備・充実
- 生活衛生の向上 : 新斎場の整備

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 市民・地域自治を培うまちづくり

- 市民主体のまちづくりの推進 : 地域コミュニティセンター整備事業

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

- 学校教育の充実 : 小中学校校舎整備事業、小中学校体育館・武道場整備事業
- 生涯学習の推進 : 図書館整備事業

◆ 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

◇ 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 都市拠点機能の向上 : 宇都宮駅東口地区整備事業、市街地再開発事業の推進、(仮称)市民プラザ整備、都心部道路景観の整備
- 地域拠点機能の向上 : 雀宮駅周辺地域整備、土地区画整理事業の推進（宇都宮大学東南部第1ほか）

◇ 豊かで活力あるまちづくり

- 活力ある工業の振興 : 次世代モビリティ産業の集積促進

(2) 上河内地域

● 現状と課題

上河内地域は、鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ、従来から農業を中心として発展してきました。

近年、都市近郊の立地条件などを生かし、ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており、また、民間企業による宅地開発も進み、緩やかながらも都市化が進展し人口も増加しています。このような動向にある中、地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められています。

さらに、主要地方道藤原・宇都宮線の4車線化、国道293号の改良と相まって、東北自動車道上河内SAにおけるスマートICの社会実験も恒久化に向けた段階を迎えています。こうした道路環境を生かしながら、商業集積など、市北部における生活拠点機能を高めていく必要があります。

こうした中で、市北部の地域拠点にふさわしいまちづくりを推進するためには、中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ、土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要があります。

さらに、活力あふれる地域づくりを進めるため、地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに、地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう、上下水道や教育施設などの生活基盤を整備する必要があります。

● 地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

● 地域づくりの基本方針

水と杜に育まれた自然と人が共生し、安心して暮らすことができる生活環境が整い、活力と魅力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する地域環境の整備を推進します。

● 主要施策・事業

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

○道路ネットワークの整備 : 道路新設改良事業、スマートIC恒久設置事業

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

○上水道の安定供給 : 上水道事業統合整備

○生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

◇ 健康で安心して生活できるまちづくり

○子育て支援の充実 : 児童の健全育成環境の整備

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

○**学校教育の充実** : 中学校校舎整備事業, 中学校体育館整備事業

○**生涯学習の推進** : 生涯学習センター整備事業

◆ **人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造**

◇ **魅力とにぎわいのあるまちづくり**

○**地域拠点機能の向上** : 中里原土地区画整理事業

◇ **豊かで活力あるまちづくり**

○**魅力ある農林業の振興** : 農産物直売所等整備事業, 農道整備事業, 林道整備事業

○**地域資源を生かした観光の振興** : 地域交流館整備事業

(3) **河内地域**

● **現状と課題**

河内地域は、本市北東部に位置し、中心部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にあります。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきました。

しかしながら、本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の西側に広がる従来からの既成市街地は、住宅が密集し、道路の幅も狭いことから、緊急時などにおける不安が増している上、西側には駅入口が無く不便を来しています。東側においては、交通網、防犯、バリアフリー化などを考慮した中で西側との一体性を確保する必要があります。

また将来、高齢化が急速に進むことが予測されるため、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でうるおいのある環境の整備が求められています。

こうした中で、住みやすい環境づくりを進めるためには、ＪＲ岡本駅西側の既成市街地においては、土地区画整理事業により住環境の改善や防災性の向上を図るとともに、併せて駅東西のいずれからも乗降できる連絡通路（橋上駅化の検討も含む）の整備など、駅周辺都市機能の充実化・効率化を図る必要があります。他の区域においては、上下水道などの生活基盤を整備する必要があります。

また、河内地域が新市の中で一体的な行政サービスを展開するために、必要な拠点施設を充実するとともに、団塊の世代の学習意欲に応えるための学習施設の充実を図る必要があります。

さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要があります。

● **地域の目標像**

「**水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域**」

● **地域づくりの基本方針**

豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、触れ合い交流に満ちた

地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進します。

● 主要施策・事業

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

○道路ネットワークの整備 : 道路新設改良事業

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

○生活排水の適切な処理 : 公共下水道整備事業

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 市民・地域自治を培うまちづくり

○個性のある地域づくりの推進 : 地域自治拠点整備事業

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

○学校教育の充実 : 小中学校校舎整備事業、小中学校体育館整備事業、
小中学校プール整備事業

○生涯学習の推進 : 中央公民館改修整備事業

○生涯スポーツの推進 : 総合運動公園整備事業

◆ 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

◇ 魅力とにぎわいのあるまちづくり

○地域拠点機能の向上 : 岡本駅西土地区画整理事業、岡本駅前周辺整備事業

◇ 豊かで活力あるまちづくり

○魅力ある農林業の振興 : 農村公園等整備事業、農道整備事業

VI 県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

新市は、県土の約 6.5%の市域に栃木県の人口の約 25%を占めます。また、国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積します。このようなことから、北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待されます。

(県の役割)

広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進します。また、合併に伴う新たな財政需要に対し、市町村合併支援交付金により財政支援を行います。

2 栃木県の事業

◇ 広域交通ネットワークの充実

新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や主要地方道宇都宮河内線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組みます。また、栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備や東北自動車道上河内スマート I C の本格導入に取り組みます。

さらに、国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かしさらなる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路など、県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組みます。

◇ ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路などの整備に取り組みます。また、安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、江川や姿川などの河川の整備に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道などの生活基盤の整備を支援します。

◇ 高次都市機能を有する都市拠点の形成

広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援・促進するとともに、新交通システム導入に当たっての課題解決策の検討を進めます。さらに、都市計画道路大通りをはじめとした放射状道路や内・都心環状道路について、新市と緊密な連携を図りながら着実に整備を推進します。

◇ 研究開発機能などの集積や地域産業の高度化の支援

工業団地や高度技術産業の集積を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区などの整備を促進します。

◇ 魅力ある農林業の確立と、都市と農山村の交流促進

新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かした多様なニーズに対応できる競争力の高い農林業の確立と、農村地域の活力の維持・向上を図るため、農林業生産基盤や供給体制の整備に取り組むとともに、新市各地域の農村景観の保全・活用のための支援や、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進します。

VII 公共施設の適正配置

少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎自治体として自己完結的に施設整備を進めてきました。

今後、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性や地域の特性・バランスに十分配慮することを基本として、既存施設の有効活用や施設規模の適正化、機能の複合化・集約化など、経営的視点にも立ち公共施設の適正配置を進めます。

また、合併に伴い支所となる庁舎などは、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図ります。

VIII 財政計画

1 基本的な考え方

本財政計画は、合併年度を含む平成 18 年度から平成 28 年度までの 11 年間の財政状況について、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、合併後の新市においても健全な財政運営を継続することを基本とし、歳入歳出の項目ごとに過去の実績推移を踏まえ、合併に係る地方交付税の特例措置や人件費などの経費の削減のほか、上河内及び河内地域が市に移行することに伴う、扶助費などの新たな経費の増加を見込んでいます。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

2 歳入

(1) 市税

過去の実績推移と今後の経済見通し、人口推移等を勘案して推計しています。また、国の税制改正等を考慮して推計しています。

(2) 地方譲与税・交付金

過去の実績推移を踏まえるとともに、今後の経済見通し等を勘案して推計しています。

(3) 地方交付税

国の財政構造改革の影響を考慮しながら、普通交付税の算定の特例（合併算定替）を見込んで推計しています。

(4) 国庫支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、国の財政構造改革の影響を考慮しながら、上河内及び河内地域の生活保護費負担分等を見込んで推計しています。

(5) 県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、国の財政構造改革の影響を考慮しながら、合併に係る財政支援として合併支援交付金を見込んで推計しています。

(6) 繰入金・繰越金

財政調整基金繰入金は見込まないが、減債基金など特定目的基金からの繰入金を見込んで推計しています。

(7) 市債

後年度負担を考慮した起債を見込んで推計しています。

3 歳出

(1) 人件費

合併による特別職，議員の削減，業務の効率化による職員の減員を勘案して推計しています。

(2) 物件費

過去の実績推移を踏まえるほか，外部委託の推進や上河内及び河内地域の中核市事務の増加を見込んで推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績推移を踏まえるとともに，高齢人口の増加などを勘案して推計しています。

また，上河内及び河内地域の生活保護費や児童扶養手当などの増加を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(6) 公債費

既発行の償還見込額に今後発行する市債の償還見込額を加えて推計しています。

(7) 積立金・貸付金

過去の実績推移を踏まえ，概ね現状で推移するものと推計しています。

(8) 投資・出資金

水道事業や下水道事業などの将来の収支見通しを考慮して推計しています。

(9) 繰出金

過去の実績推移を踏まえるとともに，国民健康保険事業や介護保険事業などの将来の収支見通しを考慮して推計しています。

(10) 投資的経費

主要事業を考慮し，歳入総額から投資的経費以外の経費を除外したものを投資的経費としています。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度 予算	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市 税	87,477	95,211	96,743	96,617	98,069	99,502	99,548	101,011	102,508	102,508	104,038
地方譲与税・交付金	14,862	9,218	9,414	9,531	9,648	9,770	9,893	10,021	10,151	10,280	10,415
地 方 交 付 税	2,198	2,096	2,010	1,929	1,852	1,759	1,671	1,587	1,508	1,433	1,264
分担金及び負担金	2,273	2,395	2,483	2,498	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499	2,499
使用料及び手数料	4,890	4,968	5,012	5,056	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101
国 庫 支 出 金	18,617	19,976	19,299	19,553	20,210	20,674	21,152	21,644	22,152	22,676	23,216
県 支 出 金	5,795	6,009	6,737	6,495	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315	6,315
財産収入・寄附金	1,024	1,159	1,021	1,051	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261
繰入金・繰越金	4,380	1,968	2,008	2,381	3,234	2,535	2,372	2,073	1,172	1,457	870
諸 収 入	13,324	11,930	11,864	11,961	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758	11,758
市 債	9,211	7,312	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
歳入合計	164,051	162,242	162,591	163,072	165,947	167,174	167,570	169,270	170,425	171,288	172,737

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	18年度 予算	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人 件 費	33,551	33,013	32,709	32,328	32,360	30,957	31,063	30,554	30,113	30,768	29,671
物 件 費	21,343	22,191	22,235	22,537	22,989	23,375	23,767	24,166	24,572	24,984	25,404
維持補修費	2,830	2,865	2,894	2,923	2,952	2,981	3,011	3,041	3,072	3,102	3,133
扶 助 費	24,906	26,386	26,663	27,561	28,726	29,876	31,082	32,345	33,669	35,058	36,515
補 助 費 等	11,222	10,558	10,494	10,315	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117	10,117
公 債 費	17,455	17,787	18,048	17,422	16,538	15,463	14,466	13,616	11,989	10,386	9,874
積立金・貸付金	12,292	11,241	11,180	11,084	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074	11,074
投資・出資金	1,313	1,312	1,155	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122	1,122
繰 出 金	10,048	10,243	9,961	10,437	10,983	11,329	11,635	11,954	12,287	12,635	12,999
投資的経費	29,091	26,646	27,252	27,343	29,086	30,880	30,233	31,281	32,410	32,042	32,828
歳出合計	164,051	162,242	162,591	163,072	165,947	167,174	167,570	169,270	170,425	171,288	172,737

IX 計画の推進方策

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取り組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものです。

そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛り込まれた施策などを的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要があります。

1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充

上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、基本計画の執行状況などへの意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造します。

宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現します。

2 パートナーシップ型まちづくりの推進

計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠です。

そのため、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開を図ることにより、市民と一体となった協働と参画のまちづくりを進めます。

3 計画の具体化と変化への対応

合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになります。これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、さらに詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにした上で、計画的な施策事業の推進に努めます。

なお、施策事業の推進に当たっては、国・県の補助金の積極的な導入や合併推進債などの有効な活用により、健全な財政運営に努めます。

また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に

対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努めます。

資 料 編

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

③気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温(℃)	2.1	2.8	6.2	12.1	16.8	20.3	23.8	25.3	21.4	15.7	9.7	4.4
降水量(mm)	26.8	46.9	81.5	119.3	144.1	193.6	183.9	201.0	234.5	120.1	66.3	25.5

出典：宇都宮地方気象台「栃木県気象年報」

※1971～2000 年の平均

(3) 人口・世帯数

③外国人登録人口

平成 17 年 12 月末現在（単位：人）

		合 計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	タイ	フィリピン	ペルー	米国	ヴェトナム	イラン	スリ・ランカ	英国	インドネシア	オーストラリア	インド	その他
新市(合計)		8,015	2,660	1,312	1,169	744	697	289	237	122	70	64	57	36	36	21	501
内 訳	宇都宮	7,760	2,580	1,285	1,154	699	657	268	230	122	69	64	57	35	32	21	487
	上河内	55	11	2	0	13	17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9
	河 内	200	69	25	15	32	23	21	4	0	1	0	0	1	4	0	5
栃木県全体		33,040	6,617	3,144	8,943	1,639	3,224	4,074	549	683	258	473	135	327	104	241	2,629
新市内訳(%)		100.00	33.19	16.37	14.59	9.28	8.70	3.61	2.96	1.52	0.87	0.80	0.71	0.45	0.45	0.26	6.25
県内訳(%)		100.00	20.03	9.52	27.07	4.96	9.76	12.33	1.66	2.07	0.78	1.43	0.41	0.99	0.31	0.73	7.96
県に占める割合 (%)		24.26	40.20	41.73	13.07	45.39	21.62	7.09	43.17	17.86	27.13	13.53	42.22	11.01	34.62	8.71	19.06

宇都宮地域合併協議会調べ

(5) 経 済

①産業別事業所数

平成 16 年 6 月 1 日現在（単位：所）

	総 数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	21,239	40	20	2,144	1,369	5	547	9,284	409	983	6,438
内 訳	宇都宮	27	15	2,001	1,235	5	512	8,872	399	964	6,107
	上河内	292	7	45	51	-	12	85	1	2	84
	河 内	810	6	-	98	-	23	327	9	17	247
栃木県全体	93,456	401	112	11,217	11,780	32	2,345	38,152	1,202	4,119	24,096
新市内訳(%)	100.00	0.19	0.09	10.09	6.45	0.02	2.58	43.71	1.93	4.63	30.31
県内訳(%)	100.00	0.43	0.12	12.00	12.60	0.03	2.51	40.82	1.29	4.41	25.78
県に占める割合	22.7%	10.0%	17.9%	19.1%	11.6%	15.6%	23.3%	24.3%	34.0%	23.9%	26.7%

出典：「平成 16 年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

②産業別従事者数（民営）

平成16年6月1日現在（単位：人）

		総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)		219,737	547	127	19,341	41,003	919	14,635	74,754	8,062	3,310	57,039
内 訳	宇都宮	208,606	393	100	18,338	36,823	919	13,735	72,135	7,993	3,264	54,906
	上河内	3,391	100	27	363	1,405	-	281	616	1	5	593
	河 内	7,740	54	-	640	2,775	-	619	2,003	68	41	1,540
栃木県全体		843,842	4,611	1,493	72,096	237,824	2,347	47,873	248,902	17,859	9,745	201,092
新市内訳(%)		100.00	0.25	0.06	8.80	18.66	0.42	6.66	34.02	3.67	1.51	25.96
県内訳(%)		100.00	0.55	0.18	8.54	28.18	0.28	5.67	29.50	2.12	1.15	23.83
県に占める割合		26.0%	11.9%	8.5%	26.8%	17.2%	39.2%	30.6%	30.0%	45.1%	34.0%	28.4%

出典：「平成16年事業所・企業統計調査」をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

③製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成16年12月31日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	646	34,226	161,603,840	160,431,530
内 訳	宇都宮	563	30,669	153,214,572
	上河内	38	1,222	2,593,116
	河 内	45	2,335	5,796,152
栃木県全体	5,655	203,200	804,118,357	804,045,719
県に占める割合	11.4%	16.8%	20.1%	20.0%

出典：「平成16年工業統計調査速報」

④年間商品販売額

平成16年6月1日現在

		事業数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）		
		総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業
新市（合計）		6,210	1,870	4,340	50,426	18,815	31,611	259,339,222	197,405,225	61,933,997
内 訳	宇都宮	5,922	1,826	4,096	48,466	18,365	30,101	253,973,084	194,340,361	59,632,723
	上河内	63	8	55	383	156	227	1,691,895	1,404,705	287,190
	河 内	225	36	189	1,577	294	1,283	3,674,243	1,660,159	2,014,084
栃木県全体		25,752	5,545	20,207	165,252	44,195	121,057	547,239,577	340,077,703	207,161,874
新市内訳（%）		100.0	30.1	69.9	100.0	37.3	62.7	100.0	76.1	23.9
県内訳（%）		100.0	21.5	78.5	100.0	26.7	73.3	100.0	62.1	37.9
県に占める割合		24.1%	33.7%	21.5%	30.5%	42.6%	26.1%	47.4%	58.0%	29.9%

出典：「平成16年商業統計調査速報」

⑤農業産出額

平成16年の1年間の産出額（単位：千万円）

	総 額	米	野 菜	畜 産	その他
新 市（合計）	2,125	905	535	231	454
内 訳	宇都宮	1,563	434	169	377
	上河内	255	51	14	27
	河 内	307	159	48	50
栃木県全体	27,691	8,559	7,333	8,758	3,041
新市内訳	100.0%	42.6%	25.2%	10.9%	21.4%
県内訳	100.0%	30.9%	26.5%	31.6%	11.0%
県に占める割合	7.7%	10.6%	7.3%	2.6%	14.9%

出典：農林水産省「平成16年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

＊ 推計値は端数処理のため、地域の人口の合計と総人口が一致しない場合がある。

(1) 人口の見通し

① 総人口

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
	総人口	439,551	465,162	477,215	487,560	502,279	510,108	512,164
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	457,557	462,571	461,434
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,545	9,892	10,319
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,177	37,646	40,411

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は国勢調査（速報値）

② 年齢構造

◆年齢 3 区分別人口の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
人口	15 歳未満	102,843	91,002	79,904	74,333	73,603	73,017	69,344
	15～64 歳	299,127	326,595	338,477	341,982	344,695	338,028	321,485
	65 歳以上	37,569	46,738	57,739	70,849	83,981	99,064	121,335
構成比	15 歳未満	23.4%	19.6%	16.7%	15.2%	14.7%	14.3%	13.5%
	15～64 歳	68.1%	70.2%	70.9%	70.1%	68.6%	66.3%	62.8%
	65 歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.5%	16.7%	19.4%	23.7%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」（平成 16 年 10 月 1 日現在）をもとに、平成 17 年国勢調査（速報値）による人口総数を按分し作成

◆地域別年齢 3 区分別人口構成比の推移

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
宇都宮	15 歳未満	23.3%	19.4%	16.5%	15.2%	14.6%	14.2%	13.3%
	15～64 歳	68.2%	70.5%	71.1%	70.2%	68.6%	66.3%	62.9%
	65 歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.5%	16.8%	19.5%	23.8%
上河内	15 歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.1%	13.4%	13.6%
	15～64 歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	65.2%	64.9%	61.0%
	65 歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.7%	25.3%
河内	15 歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.5%	15.7%
	15～64 歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.8%	69.5%	66.5%	61.8%
	65 歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	15.2%	18.0%	22.5%

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査結果報告書」（平成 16 年 10 月 1 日現在）をもとに、平成 17 年国勢調査（速報値）による人口総数を按分し作成

③世帯数

◆世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
総世帯数		136,458	153,762	168,384	180,796	196,673	206,587	214,635
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	182,370	191,004	197,635
	上河内地域	1,830	2,008	2,335	2,516	2,698	2,892	3,125
	河内地域	6,820	8,414	9,634	10,786	11,605	12,691	13,875

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は国勢調査（速報値）

◆世帯人員の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
世帯人員数		3.22	3.03	2.83	2.70	2.55	2.47	2.39
地域の世帯人員数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.51	2.42	2.32
	上河内地域	4.32	4.13	3.96	3.75	3.54	3.42	3.30
	河内地域	3.85	3.58	3.39	3.18	3.03	2.97	2.91

出典：昭和 60～平成 12 年は総務省「国勢調査」、平成 17 年は国勢調査（速報値）

④交流人口（昼間人口）

◆昼間人口の推移

(人)

		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
昼間人口		463,371	493,625	510,756	519,888	538,475	547,140	547,279
地域の昼間人口	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	505,048	512,075	510,641
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,963	8,161	8,380
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,464	26,904	28,259

出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）による 15 歳以上就業・通学者の域内流入人口の差分に夜間人口（年齢不詳）を加えて算定したものである。

◆昼夜間人口比率の推移

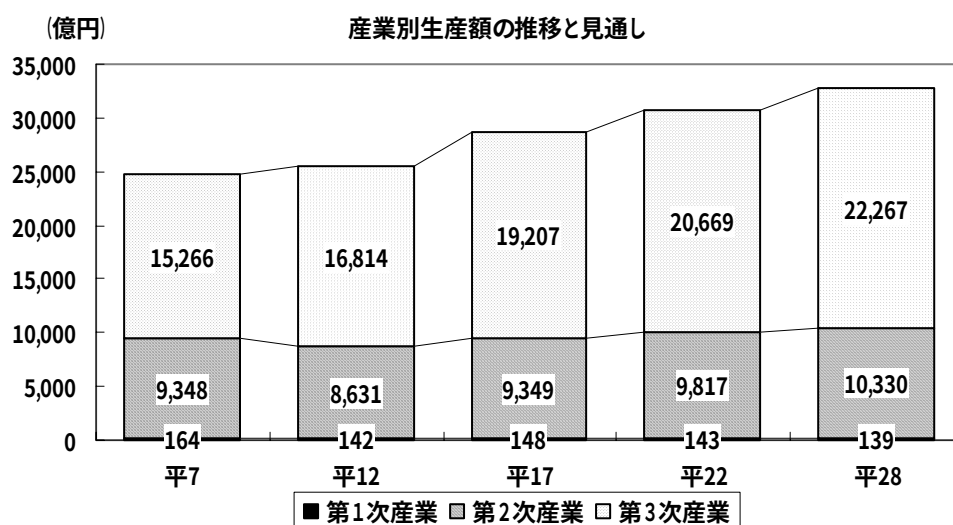
		1985 昭 60	1990 平 2	1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
昼夜間人口比		1.05	1.06	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07
地域の昼夜間人口比	宇都宮地域	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11	1.11
	上河内地域	0.86	0.86	0.86	0.84	0.83	0.83	0.81
	河内地域	0.79	0.74	0.73	0.74	0.72	0.71	0.70

出典：総務省「国勢調査」（昭和 60～平成 12 年）による 15 歳以上就業・通学者の域内流入人口の差分に夜間人口（年齢不詳）を加えて算定したものである。

(2) 経済の見通し

① 経済規模

◆ 市内総生産額の推移



出典：「平成 15 年度 とちぎの市町村民経済計算」（平成 7～平成 12 年）

注：各年度の名目値を県民経済計算の県内総支出デフレーター（平成 17 年度以降は予測値）を用いて実質化した。

◆ 地域別産業別総生産額の構成比の推移

		1995 平 7	2000 平 12	2005 平 17	2010 平 22	2016 平 28
宇都宮	第1次産業	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%
	第2次産業	39.6%	35.1%	34.6%	34.2%	33.9%
	第3次産業	65.4%	69.8%	71.4%	72.2%	73.0%
上河内	第1次産業	5.5%	5.1%	5.5%	5.0%	4.5%
	第2次産業	53.5%	53.4%	44.2%	42.8%	40.9%
	第3次産業	41.7%	42.2%	51.0%	52.8%	55.1%
河内	第1次産業	3.4%	2.6%	2.8%	2.5%	2.3%
	第2次産業	38.2%	38.0%	30.7%	28.4%	25.7%
	第3次産業	60.6%	61.3%	68.8%	71.7%	74.9%

出典：「平成 15 年度 とちぎの市町村民経済計算」（平成 7～平成 12 年）

注：総生産は第 1 次～第 3 次産業の合計から帰属利子等を控除して求めているため、産業ごとの構成比を足しあげると 100%を超過する。

②就業人口の見通し

◆産業別就業者数の推移

(人)

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
総 数	230,936	254,329	269,103	267,459	280,453	280,839	276,164
宇都宮地区	219,241	241,578	255,188	252,944	264,434	265,081	260,779
上河内地区	3,536	3,657	3,980	3,854	3,878	3,802	3,601
河内地区	8,159	9,094	9,935	10,661	10,670	10,746	10,505

出典：総務省「国勢調査」(昭和 60～平成 12 年)

注 1：従業地就業者数である。

注 2：産業分類不能を除く。

◆産業別就業者構成比の推移

	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 28
構成比							
第 1 次産業	6.2%	4.5%	3.7%	3.0%	2.5%	2.2%	2.0%
第 2 次産業	31.1%	31.7%	29.8%	28.7%	27.7%	27.3%	26.9%
第 3 次産業	62.8%	63.8%	66.5%	68.4%	69.8%	70.5%	71.2%

出典：総務省「国勢調査」(昭和 60～平成 12 年)

注 1：従業地就業者数である。

注 2：産業分類不能を除く。

合併市町村基本計画 県知事協議案について

1. 県事前協議結果と対応の方向（主な事項）

頁	事前協議結果（県の指摘事項）	対応の方向（考え方）
33 2	①新交通システムの取組に関する記述について ・県事業としての新交通システム導入の取組についての記述を修正されたい。 (原文) ◇高次都市機能を有する都市拠点の形成 “～，新交通システム導入に向けた検討を行います。” ↓ (県指摘) “～，新交通システム導入に当たっての課題の検討を行います。”	⇒県と共同で設置している「新交通システム導入課題検討委員会」における，現在の取組状況を踏まえた表現に再修正する。 (修正案) “～，新交通システム導入に当たっての課題解決策の検討を行います。”
29	②宇都宮地域の主要事業への事業の追加計上について ・河川整備に係る事業について，追加して盛り込むべきではないか。 (県指摘) ◆一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造 ◇良好な生活基盤を備えたまちづくり ○河川の整備：都市基盤河川改修事業，準用河川改修事業	⇒河川整備については，当計画の“新市のまちづくりの基本方針”等に鑑み，市町合併にあたっての主要事業としては捉えていないことから，追加せずに原文どおりとする。
29	②宇都宮地域の主要事業への事業の追加計上について ・農業振興に係る事業について，追加して盛り込むべきではないか。 (県指摘) ◆人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造 ◇豊かで活力あるまちづくり ○魅力ある農林業の振興：□□事業，△△事業	⇒全ての旧市町域において整備，展開する事業については，“新市の施策の大綱”に盛り込み済みであり，宇都宮地域における農業振興に係る事業としては，その中で捉えていることから，追加せずに原文どおりとする。

24 (2) 5)	③新市の施策の大綱に関する記述について ・災害に強いまちづくりの推進のための消防通信体制の高度化に関して、“防災”の語句を追加していただきたい。 (原文) “～など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署・所の整備や消防通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ります。” ↓ (県指摘) “～など、総合的な防災体制の強化を図るとともに、消防署・所の整備や消防防災通信体制の高度化、消防団の充実など、消防力の強化・充実を図ります。”	⇒防災については、指摘箇所の前段で言及しており、指摘箇所では、あくまでも消防業務における通信体制の高度化を目指していることから、追加せずに原文どおりとする。
24 (3) 3)	③新市の施策の大綱に関する記述について ・高齢者・障害者の福祉サービスの充実のための施策に関して、“障害者の就労”に関する施策を追加していただきたい。 (原文) “～、福祉施設の整備を進めるとともに、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実します。” ↓ (県指摘) “～、福祉施設の整備を進めるとともに、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実します。 また、障害者の働く場の確保を目指します。” ・(参考) 宇都宮市はこれまで「障害者」と表記していたが、今後は「障がい者」の表記で統一されるのか確認したい。	⇒障害者のみならず高齢者に対しても働く機会の創出が課題となっていることから、両方を包含した形で追記するとともに、文章全体を再修正する。 (修正案) “～、在宅・施設福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携しながら、働く機会の確保に努めます。” ※“障がい者”の表記については、他自治体において使用し始めていることなどもあり、本市においても検討していく必要があるが、課題の整理等が必要となることから、現時点においては、“障害者”と表記することとし、22P、23P(3) 2),3)及び29Pの該当箇所について修正する。

2. 新たに追加する事項

頁	内 容
33 2	・ 県事業に関する記述について ・ 上河内サービスエリアのスマート IC 化について，県事業として追加する。 (県事前協議案) ◇公共交通ネットワークの充実 “～，栃木県全体の中心となる発展を促進するため，～など，新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組みます。 さらに，国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かしさらなる発展を図るため，～など，県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組みます。” ↓ (本文上の記載) “～，栃木県全体の中心となる発展を促進するため，～など，新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備や<u>東北自動車道上河内サービスエリアのスマート IC の本格導入</u>に取り組みます。” さらに，国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かしさらなる発展を図るため，～など，県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組みます。” ↓ (県知事協議案) “～，栃木県全体の中心となる発展を促進するため，～など，新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組みます。 さらに，国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かしさらなる発展を図るため，～などの幹線道路や，<u>東北自動車道上河内スマート I C 本格導入に伴うアクセス道路の整備など，県外各地とのアクセス強化</u>に取り組みます。”